

## 令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

電気通信大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

### 1. 令和6年度を取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥建築物の維持管理業務、⑦産業廃棄物処理業務の7つの契約類型のうち、①電気の供給に係る2件について、環境配慮契約方式（裾切り方式※1）により契約を締結した。

※1 入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の有無をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための国立大学法人電気通信大学における体制として、調達関連部局において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知した。